

平成20年度指定予定

地域密着型サービス事業者公募要領

平成20年9月

三 木 市

(健康福祉部 介護保険課)

1 公募の趣旨

平成18年度の介護保険制度の見直しに伴い、「地域密着型サービス」が新たに創設されました。「地域密着型サービス」は、高齢者の方々が介護の必要な状態になっても、引き続き住み慣れた地域の中で生活を継続できるようにするため新たに設けられたサービスで、三木市では「三木市・第3期介護保険事業計画」に基づき、基盤整備を進めています。

本公募は、地域密着型サービスのうち、平成20年度に事業者指定を受け、事業を開始する事業者を対象に行うものです。

※地域介護・福祉空間整備交付金(三木市地域密着型サービス拠点等施設整備補助金)を利用される場合は、国から交付の内示を受けた後に工事に着工することになります。したがって、当該交付金を利用する場合は国からの内示(平成20年度は既に申請受付を終了のため、今年度は追加申請の受付があれば申請しますが、なければ21年度申請となり21年5月頃の予定。)後の工事着工となります。

2 公募する地域密着型サービスの種類

○小規模多機能型居宅介護

3 整備予定日常生活圏域及び必要整備量

地域密着型サービスの種類	日常生活圏域	必要整備量
小規模多機能型居宅介護	西部生活圏域	1施設

* 日常生活圏域

生活圏域名	地区名
東部生活圏域	吉川町・口吉川町・細川町
西部生活圏域	三木地区・別所町・三木南地区
南部生活圏域	志染町・青山地区・緑が丘町・自由が丘地区・三木南地区

4 地域密着型サービス予定事業者の選定方法

(1) 予定事業者の決定方法

- ① 審査方式は、書類審査による第一次審査を行い、第一次審査通過者に対してヒアリングによる第二次審査を行います。
- ② 予定事業者の応募がない場合及び予定事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。また、審査の結果、予定事業者なしとする場合があります。

(2) 審査の手順

第一次審査では、「公募申込書」及び「地域密着型サービス事業整備計画書」による参加意思の確認及び指定基準を満たすかどうかを審査します。第二次審査では、ヒアリングによる本事業に対する考え方、運営体制等を総合的に評価する審査を行います。

(3) 審査結果の通知

第一次審査の結果は文書で通知する予定です。

(4) 予定事業者の公表

予定事業者決定後、決定した予定事業者名等を公表します。

(5) 選考に係る基本的審査判定項目

項目	着目点
1 基本理念	運営理念、地域密着型サービスに対する考え方、認知症ケアの対応
2 整備	施設設計
3 整備区域	当該日常生活圏域での立地状況
4 財務	経営基盤の安定性
5 その他	地域・家族との連携、計画全体の総合評価など

5 整備条件

(1) 共通

ア 応募主体は法人であること。

イ 下記の基準等に従ってください。

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
- 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第031005号、老振発第031005号、老老発第0331018号)

ウ 以下の関係法令等に従って下さい。

- ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- ・都市計画法(昭和43年法律第100号)
- ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- ・建築基準法(昭和25年法律第210号)
- ・介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・その他関係法令

(2) 整備区域について

- ア 整備予定地は1ページ記載の「3 整備予定日常生活圏域及び必要整備量」に掲げる表で示している生活圏域内に所在することが必要です。
- イ 整備区域については、住宅地の中、若しくは住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に整備することとします。
- ウ 選考申込後の整備予定地変更は認めません。
- エ 事業の継続性(利用者への援助の継続性)が十分確保されるものでなければならず、賃貸借物件を利用して実施する場合は、土地・建物ともに長期間にわたるものであることを必要とします。

(3) 家族・地域との交流機会の確保

地域密着型サービスの運営にあたっては、地域との交流機会の確保は必要不可欠であるため、開設にあたっては、地元自治会、近隣住民に対する説明会を開催するなどして、書面により同意が得られているものとします。

また、ボランティアの受け入れ、関係機関との連携や具体的な地域との交流活動計画があるなど、地域に開かれた運営であるものとします。

(4) 協力医療機関等との連携

地域密着型サービスでは、多職種との連携の中での健康管理や必要なときに適切な医療が利用できる体制及び緊急時の対応などの医療との関わりが重要であり、医療機関をはじめ介護老人福祉施設などの介護保険施設との連携及び支援体制が確保されていることが重要です。

このことから、特段の理由がない限り、市内医療機関など近距離の医療機関等と連携しているものを優先します。

(5) 市との連携

事業者(法人)は、市への情報提供や事業の受託など、市との連携を図ることとし、第三者評価機関などによるサービス内容の情報公開について、積極的に対応するものを優先します。

(6) 個人情報の保護の取り組み

事業者(法人)は、個人情報の取扱いにあたり、個人情報保護または、守秘義務に関する法令及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚生労働省医政局)の規定を遵守し、従業員に対し個人情報保護に関する研修の実施などで、徹底を図るものとします。

6 サービス種別と方針

小規模多機能型居宅介護

ア 登録定員は25人、通い利用定員は15人、宿泊定員は9人とし、宿泊室は個室としてください。

イ 小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊料及び食事費用については、できるだけ利用者の負担を軽減する方針で設定してください。

ウ 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業を行ってください。(設置運営法人が社会福祉法人の場合)

エ 防火防災対策及びこれに係る設備設置については、所轄消防署と協議しその指示に従ってください。スプリンクラーについては、消防法等関係法令で必要とされない場合でも、できるだけ設置するように努めてください。

※定員については原則として提示していますので、事業者の事情により指定基準を満たす中で提案していただいて結構です。

7 応募及び公募選考日程(変更する場合があります。)

期 間	内 容
平成20年 9月	ホームページ掲載
平成20年10月20日(月)～10月31日(金)	応募受付
平成20年11月下旬	第一次審査(書類審査)
平成20年12月中旬	第二次審査(ヒアリング)
平成21年 1月中旬	指定予定事業者の確定
平成21年 2月上旬	結果通知(第二次審査) 事業予定者発表(ホームページ掲載) 事業予定者による開設準備期間(指定申請手続き含む。)
平成20年度※	三木市指定・事業開始

※予定事業者決定後速やかに施設整備を行い、早急に事業者指定を受けることとする。

8 応募方法

(1) 三木市地域密着型サービス事業者公募申込書に関係資料を添えて申し込んでください。

申込書及び必要な関係資料については、関係資料様式集を参照してください。

(2) 申込場所 三木市役所 介護保険課(3階)
電話 0794-82-2000 内線2346
担当者 尾崎

(3) 応募受付期間 平成20年10月20日(月)～10月31日(金)
土・日曜日、祝日は除きます。

* 事前に電話にて、申込日を連絡して下さるよう、ご協力をお願いします。

なお、郵送又はメールによる応募は受け付けませんので、ご注意をお願いします。

- (4) 受付時間 9:00～12:00又は13:00～17:00
- (5) 必要部数 9部(原本1部、写し8部)
- (6) その他 関係資料の綴じ方については、関係資料様式集を参考にしてください。

10 選考結果の結果通知

選考結果の如何を問わず、文書により通知します。

本通知までの間においては、いかなる問い合わせにも応じません。

11 注意事項

- (1) 予定事業者として選考された場合、提案された事業につき市と協議のうえ変更していただく場合があります。
- (2) 予定事業者として選考された場合であっても、指定を確定したものではありません。指定基準等に該当しない場合は指定を行いません。
- (3) 応募資料については、審査・選考後においても返却しません。
他の応募法人の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (4) 今回提出された一切の応募資料作成に係る費用は、応募法人の負担とします。
- (5) 本整備計画における用地(建物)権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募法人の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また、求償権等の行使についても同様です。
- (6) 審査・選考の結果については、本市は一切の異議申し立てには応じません。
- (7) 関係資料等に虚偽事項の記載があった場合には、選考を取り消す場合があります。
- (8) 応募期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しないほか、応募受付期間内に、応募資料が全て整わない場合や本市から別に期間を定めて行う募集資料の補正や追加に応じられない場合には、応募を辞退したものとして処理します。

12 地域介護・福祉空間整備交付金について

地域介護・福祉空間整備交付金につきましては、国へ申請(平成20年度分として申請予定)しますが、国の決定により交付金が見つからない場合がありますので、今回の応募につきましては、交付金がない場合も想定して申込をしてください。

○ 地域介護・福祉空間整備交付金配分基礎単価表

(平成19年度地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱抜粋)

1 施設の種類	2 配分基礎単価	3 対象経費
小規模多機能型居宅介護	15,000千円	<p>面的整備計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む)、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

13 その他

- (1) 応募の概況は公表します。
- (2) 平成20年度指定予定地域密着型サービス事業者公募申込書を提出した以降、選考までに応募を辞退される場合は、辞退届(別添関係資料様式集にあります。)を本市に提出するとともに、本市の指示に従ってください。